

平成16年3月24日

各市町村教育委員会教育長様

島根県教育庁保健体育課長

春休み中における高等学校新入学生の活動について（通知）

このことについて、別添のとおり、平成15年3月28日付け事務連絡において日本体育・学校健康センター（現独立行政法人日本スポーツ振興センター）島根県支部事務部長より各県立学校長・市立高等学校長・私立高等学校長に対し、周知しております。また、先の県立学校教頭会においても説明したところです。

しかし、一部の高等学校では、3月31日までの春休み期間中、入学予定者を部活動に参加させてほしい旨、該当中学校へ依頼しているようです。

これに対し、中学校では、事故災害等が発生した場合における対応に苦慮されているようです。

つきましては、貴所管内の中学校に対して、下記の点について周知いただきますよう、お願いします。

なお、進学生徒を進学先の学校の部活動に参加させる場合には、両校の関係者及び保護者の了解を得るとともに、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に準ずる保険に加入させるなどの対策を講じるよう指導をお願いします。

記

春休み中における高等学校新入学生の活動について、日本スポーツ振興センター法における給付基準の概要は下記のとおりです。

1 3月31日までの卒業校での活動について

卒業式前に学校長が承認し、予め当該校の教育計画（行事予定表又は部の練習計画表など）に位置づけて、当該校の部活動に参加させたものについては学校の管理下にあると認められる。

ただし、任意に登校したものは、学校の管理下にあるものとは認められない。

2 3月31日までの進学予定の上級学校の部活動について

当年3月31日までの間に4月以降進学予定の上級学校の部活動に参加した場合は、学校の管理下にあるとは認められない。

3 入学式前4月1日から入学式前日までの活動について

島根県の県立高等学校は、入学日が入学式の日となっているため、入学式前4月1日から入学式前日までの間についても、学校の管理下とは認められない。

島教保第 588 号  
平成 21 年 3 月 12 日

各市町村教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

島根県教育委員会教育長  
( 保 健 体 育 課 )

高等学校入学予定者の部活動への参加について (通知)

このことについては、平成 16 年 3 月 24 日付け島教保第 2479 号「春休み中における高等学校新入学生の活動について (通知)」で各市町村教育委員会に通知しているところです。

しかしながら、その通知の趣旨である春休みの部活動が学校の管理下にあるとは認められない場合には日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象とはならないことが十分に承知されていないようですので、再度通知をすることとしました。

については、高等学校入学予定者の部活動が、安全かつ円滑に実施できるよう、日本スポーツ振興センター災害共済に替わる保険に加入することを条件に参加基準を別紙のとおりとしました。この内容を関係者に周知していただき、中学校と高等学校、更に保護者との連携により、よりよい部活動ができますようお願いいたします。

担当  
島根県教育庁保健体育課  
学校体育・競技スポーツ振興グループ  
高 野 正 次  
TEL 0852-22-5426  
FAX 0852-22-6767  
メール kono-shoji@pref.shimane.lg.jp

様式2

令和 年 月 日

〇〇〇〇高等学校長 様

保護者氏名 〇〇〇〇〇 印

〇〇〇〇部練習参加願

この度、貴校入学予定の\_\_\_\_\_（生徒氏名）を、〇〇〇〇部の練習に参加させたいので下記のとおり申請をします。

なお、参加については、保護者の責任において傷害保険に加入するとともに、生徒に事故ある時は、下記の傷害保険で対応いたします。

記

1 被保険者

(1) 生徒名 〇〇〇〇〇

(2) 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 連絡先電話番号（緊急時） 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 傷害保険の種類

(1) 傷害保険名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) 保険会社名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(3) 主な補償内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(4) 補償期間 月 日 ~ 月 日

3 練習参加期間 月 日 ~ 月 日

4 その他必要と認められる事項

高等学校入学予定者の部活動練習の許可申請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇高等学校長 様

所属 〇〇〇〇高等学校

職名

氏名

印

高等学校入学予定者の部活動参加基準により、練習計画を添えて、下記のとおり高等学校入学予定者の部活動練習の許可を申請します。

記

1 部活動名

2 練習参加期間

3 練習参加予定生徒

4 担当顧問名

職

氏名

上記の申請を許可します

令和 年 月 日

〇〇〇〇高等学校

校長

〇

〇

〇

〇

印

様式4

高等学校部活動練習許可書

令和 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

○○○○高等学校長 印

この度、申請のあった本校○○○○部への練習参加について下記のとおり許可します。

記

- 1 練習参加生徒名
- 2 練習参加期間（日時）
- 3 部活動顧問名（連絡先）
- 4 その他必要と認められる事項

## 高等学校入学予定者の部活動参加基準

期間	3 月		4 月
活動場所	中学 卒業日	合格 発表日	1日 → 高校 入学日 以降
中学校での活動	<p>○ 卒業式日～3月31日まで —条件—</p> <p>① 卒業式前に校長が承認し、あらかじめ当該校の教育計画に位置づけておくこと。</p> <p>② 保護者から練習参加届(様式1)を提出させること。 ※ 任意に登校し参加した場合は学校管理下とは認められないので留意すること。</p> <p>学校管理下の範囲 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規定」 (同施行令第5条第2項第2号4(8)及び注72)</p>		X
高校での活動	<p>○ 合格発表日～入学式日までの手続き(野球部を除く) —条件—</p> <p>① 高等学校長は、保護者から練習参加願(様式2)を提出させること。</p> <p>② 生徒には保護者の責任において、十分な補償の備わった任意傷害保険等に加入させること。</p> <p>③ 高等学校入学予定者を部活動に参加させる予定の部活動顧問は練習計画、参加者名簿(入学予定者)を高等学校長に提出し、承認を得る。</p> <p>④ 高等学校長は、入学予定者の保護者宛に練習参加許可書を通知する。(様式4)</p> <p>⑤ 高等学校長は、関係中学校長に練習参加予定者を通知する。</p> <p>○ 野球部の手続き (日本学生野球憲章高等学校新入生徒の野球部及び練習参加に関する規定)により実施する。 3月25日より実施可能～入学式当日まで —条件—</p> <p>① 高等学校長は、保護者に「高等学校新入生徒の野球部入部及び練習参加に関する規定」を通知し、練習参加届(様式3)を提出させること。</p> <p>② 生徒には保護者の責任において、十分な補償の備わった任意傷害保険等に加入させること。</p> <p>③ 高等学校入学予定者を部活動に参加させる予定の部活動顧問は練習計画、参加者名簿(入学予定者)を高等学校長に提出し、承認を得る。</p> <p>④ 高等学校長は、入学予定者の保護者宛に練習参加許可書を通知する。(様式4)</p> <p>⑤ 高等学校長は、関係中学校長に練習参加予定者を通知する。</p> <p>⑥ 【3月25日～3月31日に参加の場合】 保護者から中学校長へ通知しておくこと。</p>		正式入部
地域活動	地域指導者及び保護者等の責任で活動することができる。		

### 進学先高等学校の部活動に参加する場合の手続き

